

## 補助金調書

補助金名	老人クラブ活動補助金(活動費)				担当課 (連絡先)	保健福祉局高齢社会部介護福祉課 (TEL 733-5452 )		
交付先	団体	単位老人クラブ			区分	その他の補助金		
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		補助を受けようとする年度の4月1日から4月15日までの開庁日。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りではない。				
(公募の場合) 応募要件	福岡市老人クラブ運営基準をすべて満たすクラブ							
(非公募の場合) 非公募の理由	/							
補助開始年度	昭和38	年度	経過年数	54	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	老人福祉法第13条第2項の規定に基づき、福岡市内における老人クラブの円滑な活動と運営を助成することを目的とする。 地域に根ざした仲間作り、奉仕や趣味の活動を行っていることに対し、補助金を交付している。							
補助金の終期	28	年度	延長回数	0	回			
終期を延長する理由	/							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・老人クラブ活動事業費について補助 (単なる娯楽事業やそれらに供する旅費、飲食費は対象外) ・月額4,800円×12月(年間57,600円)						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度		
	件	(851)	件	850	件	874	件	
	48,902 千円	(48,869) 千円		49,017 千円		50,525 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	社会奉仕活動、教養・レクリエーション活動、健康増進事業							
補助金交付 による効果	老人クラブの実施する、健康づくり・社会奉仕・文化活動・スポーツ大会などの各種事業は、高齢者自身の社会参加の機会の増加、健康の維持、介護予防の推進とともに、高齢者による地域の見守り・地域活動などを通じ、高齢者の福祉の向上に寄与している。							

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として( )書きで記載しております。